

### 34. (Gno.80) 消費者契約法の比較法的研究

代表：宮下 修一

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

#### 【研究の目的】

近時のグローバル化において、消費者取引はますます国境を越えてなされるようになり、同様に国際的な紛争も増加している。これに関連して、わが国の消費者契約法も、そのような傾向に対応して、規制枠組みの見直しについて継続して議論されているところである。そこで、本研究は、比較法的視点から多様な研究を行い、消費者契約法に関する基本的制度のあるべき姿を追求することを目的とする。

#### 【研究活動及び成果】

##### 総括

本年度は、コロナ禍により、そもそも全員が集まって実施する研究会や海外調査等を実施することができなかった。オンラインでの研究会実施も検討したが、代表者である宮下が、法科大学院執行部としてコロナ禍対応に追われたこともあり、実施することができなかった。

もっとも、わが国では、消費者契約法の再改正も検討されており、また、現在、国会では国際的な消費者取引にも大きな影響を及ぼす「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が審議中である。これらをふまえると、消費者契約法の比較法的研究は、ますます重要な意味があるように思われる。

コロナ禍が終息しない中で、来年度も集合型の研究会や海外調査は難しい状況が続くものと思われるが、オンラインを活用するなど工夫をしながら、研究を続けていくこととしたい。

##### 学会発表

研究代表者である宮下が、2020 年 6 月に開催された韓国民事法学会において「プラットフォームにおける『データ』の取扱いと消費者保護—日本の現状をふまえて」と題する発表を行ったが、共同研究グループとして実施した学会発表はない。

##### 学術雑誌・刊行物

メンバー個人の研究成果は多数存在するが、共同研究グループとして発表した研究成果はない。